

「大阪さくらねこの会」との協議等議事録（要旨）

健康局

1 日 時 令和6年9月19日（木）14時から16時まで

2 場 所 市役所地下1階 第1共通会議室

3 団 体 名 大阪さくらねこの会

4 協議等の趣旨 飼い主のいない猫対策拡充に関する要望書

5 出 席 者

（団体側）

3人

（本 市）

健康局 3人 建設局 2人 都市整備局 2名

6 議 事

（1）動物愛護管理センターで無料の不妊去勢手術を実施すること（項目番号（1）①）

団体質問概要

- ・端的にいうと街ねこ事業を拡充する方向性はないということか。
- ・適正管理とはどういったことを指すのか。
- ・地域が管理は不要なので不妊去勢手術だけ（以下、「TNR」という。）を行いたいと希望した場合は街ねこ事業を活用できるのか。
- ・2500円の市民負担額を町会費等からではなく、活動している個人が負担していると聞いているがいかかがか。
- ・TNRを行うことと不妊去勢手術に適正管理を組み合わせることは、野良猫を減少させる効果としてはほぼ同一と考えるがいかかがか。
- ・TNRを行うことも効果があると認識している中で大阪市として何かサポートはできないのか。
- ・横浜市はTNRを行うものと地域猫方式を行うものの2本立てで対応しており、TNRを行うものと地域猫方式を行うものはほぼ同等との考えであると聞いているが大阪市はどのように考えているか。
- ・TNRを行うものと地域猫方式を行うものは両立できるものであると理解してもらえたら嬉しく思う（意見のみ）。
- ・地域猫活動は地域住民全体の利益になる活動だと思うので、地域住民全体で負担しなければ公平ではないと思うがいかかがか。

本市説明概要

- ・街ねこ事業は、所有者不明猫の減少と生活環境被害の軽減を目的としており、ボランティアを含む地域、動物病院、行政の3者が協働し、それぞれ応分の負担をするべきとの考えの下で実施している。責任を持って猫の適正管理を続けて頂ける活動組織に参画頂くために2,500円の負担をお願いしており、現時点で市民負担額を無料にするのは難しいと考えている。動物管理センターでは収容された動物の手術は行っているが、感染症拡大防止、人的、予算の問題があり、その他の動物の手術は行っていない。
- ・まず猫への給餌方法やふん尿の後片付けなどについて地域で話し合い、ルールを作って頂く。必要であれば市がルール作りのお手伝いをさせて頂く。
- ・猫が好きな人も嫌いな人も含めて納得して実施頂く手法として国が推奨する地域猫方式があり、本市はその考え方に沿って街ねこ事業に取り組んでいるため、適正管理のルールが全くないということは今までもない。
- ・費用を誰が負担しているかは調査していない。地域の問題として地域住民が十分に話し合って納得して得られた結果であれば良いと考える。
- ・TNRを行うことを否定しているわけではなく、野良猫問題を解決する上で有効であると認識している。
- ・街ねこ事業をご存知ない方もおられるので、地域に出向いて事業内容を説明し、理解して実施頂くよう働きかけている。
- ・横浜市がそのように考えていることは知らなかったもので、また問い合わせてみる。
- ・それが一番公平なのかもしれないが、行政としてそこまで言えないので、地域で話し合った結果に委ねることになる。

(2) 公益財団法人どうぶつ基金（以下、「どうぶつ基金」と呼ぶ）行政枠に登録すること（項目番号（1）②）

団体要望概要

- ・健康局としては大阪市の各部局が必要と判断した場合にどうぶつ基金の行政枠に登録してTNRを進めることは問題ないと考えているのか。
- ・建設局は街ねこ事業を活用して公園猫サポーター制度を実施していると思うが、街ねこ事業を使いながらどうぶつ基金も活用することについても問題ないという認識か。
- ・区などがどうぶつ基金を活用した場合に街ねこ事業は不要ということになるのか。
- ・大阪府下ではどうぶつ基金の一般枠と団体枠のチケットの配分が無くなり、行政枠だけとなった。これまで一般枠と団体枠を活用してきた市民に対してどのように考えているのか。
- ・街ねこ事業では活動組織が管理方法を決めてその通りに管理するように求めているが、その通りに管理されているか確認しているのか。
- ・今後どうぶつ基金の行政枠登録を検討することはあるのか。
- ・どうぶつ基金の行政枠に登録しないことに対して市民への説明責任を果たして欲しい。
- ・どうぶつ基金が使えなくなって街ねこ事業の需要が増えることになっても予算的に大丈夫なのか。

- ・どうぶつ基金の行政枠に登録しない理由を後日書面で提出してもらえるか。

本市説明概要

- ・健康局としては、個別の事案に対して各部局がどうぶつ基金の行政枠を利用して TNR を進めることを妨げることはない。本市の施策としては引き続き街ねこ事業を推進していく。
- ・活用しても問題はないと考える。
- ・市としてはまち猫事業を推進しているので、そういうことにはならない。
- ・街ねこ事業を利用して頂きたい。手術後の管理が大変なところもあると思うが、地域の問題を解決するためには必要と考えている。
- ・市としては手術の際の猫の搬送や捕獲器の貸し出しに加えて、登録の際に管理方法の助言などを行っている。根本として地域が主体となって適正管理していくものであり、理想としては行政が管理状況を確認することができれば良いが、マンパワーとしてもそれは難しい。
- ・今後もこれまで通り実態に合わせて必要な見直しを進めていく。
- ・行政の施策としては不妊去勢手術に加えて適正管理が必要であり、街ねこ事業が最適と考えているので、今後も必要な見直しを行いながら推進していく。
- ・予算の不足が街ねこ事業を推進するための支障とならないようにしたい。
- ・健康局としては要望書への回答が全てである。

- (3) ノラ猫対策事業の対象の猫について、住宅密集地と都市公園に生息する飼い主のいない猫に限定せず、大阪市内に生息するすべての飼い主のいない猫に拡大してください。
(項目番号(2))

団体要望概要

- ・街ねこ事業の登録をして手術を行った後に別の未手術の猫が見つかった場合にその猫の手術はできるのか。

本市説明概要

- ・再申請をすれば追加で手術をしてもらうことができる。

- (4) 公園猫適正管理推進サポーター制度におけるどうぶつ基金の行政枠チケット導入について(項目番号(3)②イ)

団体要望概要

- ・この10月から大阪府下におけるどうぶつ基金一般枠チケット登録が停止されることで、大阪市内でのTNR活動が後退し、猫の頭数が増加することを危惧しているが、どのように考えているのか。
- ・どうぶつ基金の行政枠に登録しない理由の説明責任があるので、説明されたい。
- ・どうぶつ基金の行政枠に登録しない理由について、文書回答を求める。

本市説明概要

- ・猫の頭数削減は大阪市全体の制度として、動物愛護の観点から健康局が街ねこ事業として実施しており、TNRについても同事業で実施していただいている。建設局としては、街

ねこ事業の活動の場所として公園を提供し、後方支援をしている。

- ・建設局が実施している公園猫適正管理推進サポーター制度は、健康局が動物愛護の観点から実施している街ねこ事業をベースに、子どもからお年寄りまで色々な方が使用するという公園の特殊性を鑑み、公園管理上の安全面や衛生面の観点を加えた、二階建ての制度である。

不妊去勢手術については、健康局の街ねこ事業で実施している。今後、健康局が行政枠に登録を行い、街ねこ事業を推進していくのであれば、建設局も制度に基づいて追随していくことになる。

- ・建設局の回答としては、要望書への回答文書が全てである。

(5) 市営住宅における「入居者の4分の3以上の合意」の要件について（項目番号（4）ア）
団体要望概要

- ・入居者の4分の3以上の合意という条件はハードルが高い。合意のための話し合いをしている間にも野良猫は増え、状況は悪化していく。スピード感をもって問題解決するためにも条件を緩和すべきであるがどう考えているのか。
- ・健康局の街ねこ事業では4分の3以上の合意という条件はなく、それとの整合性も図るべきであるがいかがか。

本市説明概要

- ・市営住宅では、住宅や敷地内の適正管理や他の入居者への迷惑行為の防止の観点から、猫の飼育や敷地内での餌やりを原則禁止としているが、野良猫問題の解決のため街ねこ活動を行うことの意義は理解しており、住民の合意などの条件を満たした場合に例外的にトラップの設置・捕獲、不妊去勢手術、餌やりなどの街ねこ活動を認めることのモデル事業を実施している。
- ・市営住宅には実際にそこに住んでいる住民がおり、その中には猫に対してあまり好ましく思っていない人やアレルギーのある人がいる場合もあり、住民の合意なしにはできないと考えている。4分の3の合意があっても実施する場合でも、残りの4分の1の人への配慮や理解を求める努力は必要である。

(6) 市営住宅におけるどうぶつ基金の行政枠チケット導入について（項目番号（4）イ）
団体要望概要

- ・この10月から大阪府下におけるどうぶつ基金一般枠・団体枠チケット登録が停止されることで、大阪市内でのTNR活動が後退し、猫の頭数が増加することを危惧している。
（意見のみ）
- ・市営住宅は低所得者向けの住宅なので、その住民にとって健康局の街ねこ事業の自己負担金は負担になると思われるが、どうぶつ基金の行政枠であれば自己負担金は不要である。どうぶつ基金の行政枠に登録しない理由の説明責任があるので、説明されたい。

本市説明概要

- ・手術費用の補助など街ねこ活動への支援のあり方については、健康局において本市の方針を決めており、都市整備局はその方針に則っている。なお、市内には、市営住宅以外

にも所得の低い方は多く住んでおり、市営住宅の住民だけ対応が異なるということには
ならない。